

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和2年11月19日(2020.11.19)

【公開番号】特開2019-73792(P2019-73792A)

【公開日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2019-018

【出願番号】特願2018-32500(P2018-32500)

【国際特許分類】

C 23 C 14/04 (2006.01)

【F I】

C 23 C 14/04 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月12日(2020.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の孔がエッティングによって形成されて蒸着マスクの製造に用いられる、帯状を有した金属板である蒸着マスク用基材であって、

前記金属板を構成する材料は、ニッケルまたは鉄ニッケル合金であり、

前記金属板が有する厚みは、10 μm以上50 μm以下であり、

前記金属板の長さ方向での各位置における前記金属板の幅方向に沿った形状は、相互に異なっており、各形状は、前記金属板の幅方向に繰り返す波を有し、

前記波における一方の谷から他方の谷までを結ぶ幅方向の直線の長さが波の長さであり、

前記波の長さに対する前記波の高さの百分率が単位急峻度であり、

前記長さ方向における単位長さが、500 mmであり、

前記単位長さの金属板における単位急峻度の最大値が、第1急峻度であり、

前記第1急峻度が、0.5%以下である

蒸着マスク用基材。

【請求項2】

前記金属板の長さ方向での各位置において、前記金属板の幅方向での単位急峻度の最大値が、第2急峻度であり、

前記単位長さの金属板における前記第2急峻度の平均値が、0.25%以下である

請求項1に記載の蒸着マスク用基材。

【請求項3】

前記金属板の長さ方向での各位置において、前記金属板の幅方向に含まれる波の数は、波数であり、

前記単位長さの金属板における前記波数の最大値が4個以下である

請求項1または2に記載の蒸着マスク用基材。

【請求項4】

前記金属板の長さ方向での各位置において、前記金属板の幅方向に含まれる波の数は、波数であり、

前記単位長さの金属板における前記波数の平均値が2個以下である

請求項1から3のいずれか一項に記載の蒸着マスク用基材。

**【請求項 5】**

複数の孔がエッティングによって形成されて蒸着マスクの製造に用いられる、帯状を有した金属板である蒸着マスク用基材の製造方法であって、

母材を圧延して前記金属板を得ることを含み、

前記金属板を構成する材料は、ニッケルまたは鉄ニッケル合金であり、

前記金属板が有する厚みは、10 μm以上50 μm以下であり、

前記金属板の長さ方向での各位置における前記金属板の幅方向に沿った形状は、相互に異なっており、各形状は、前記金属板の幅方向に繰り返す波を有し、

前記波における一方の谷から他方の谷までを結ぶ幅方向の直線の長さが波の長さであり、

前記波の長さに対する前記波の高さの百分率が単位急峻度であり、

前記長さ方向における単位長さが、500 mmであり、

前記単位長さの金属板における単位急峻度の最大値が第1急峻度であり、

前記第1急峻度が、0.5%以下であるように、前記母材を圧延する

蒸着マスク用基材の製造方法。

**【請求項 6】**

帯状を有した金属板にレジスト層を形成することと、

前記レジスト層をマスクとしたエッティングによって前記金属板に複数の孔を形成してマスク部を形成することと、を含む蒸着マスクの製造方法であって、

前記金属板を構成する材料は、ニッケルまたは鉄ニッケル合金であり、

前記金属板が有する厚みは、10 μm以上50 μm以下であり、

前記金属板の長さ方向での各位置における前記金属板の幅方向に沿った形状は、相互に異なっており、各形状は、前記金属板の幅方向に繰り返す波を有し、

前記波における一方の谷から他方の谷までを結ぶ幅方向の直線の長さが波の長さであり、

前記波の長さに対する前記波の高さの百分率が単位急峻度であり、

前記長さ方向における単位長さが、500 mmであり、

前記単位長さの金属板における単位急峻度の最大値が、第1急峻度であり、

前記第1急峻度が、0.5%以下である

蒸着マスクの製造方法。

**【請求項 7】**

前記マスク部を形成することは、单一の前記金属板に複数の前記マスク部を形成することであり、

前記各マスク部が、前記複数の孔を有した1つの側面を別々に備え、

前記各マスク部の側面と、1体のフレーム部とを、前記複数の孔を前記マスク部ごとに前記1体のフレーム部が囲うように、相互に接合することをさらに含む

請求項6に記載の蒸着マスクの製造方法。

**【請求項 8】**

請求項6または7に記載の蒸着マスクの製造方法による蒸着マスクを準備することと、

前記蒸着マスクを用いた蒸着によってパターンを形成することとを含む

表示装置の製造方法。